

佐賀県規則第24号

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和47年佐賀県規則第74号）の一部を次のように改正する。

様式第15号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

様式第27号中「懲役又は禁錮の刑」及び「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。